ひょうごボランタリー基金

「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる

講師謝礼規程

令和5年4月1日制定

（目的）

この規程は、ひょうごボランタリー基金「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる講師料に関する事項を定める。

（講師謝礼の区分）

講師謝礼は、当事業で開催する講座に、講師として関わる人への講師謝礼を言う。

（講師謝礼の区分）

講座講師：1回につき（　　　）円。

講座中の託児担当講師：1回につき（　　　）円。

＊講座中、参加者のお子さんを預かる託児については、有資格者（保育士・看護師・幼稚園教諭）を講師として、複数名のボランティアスタッフ（資格は問わない）で担当する。

＊ボランティアスタッフの人数に関わらず、一律1回（　　　）円とする。

（講師謝礼の支払い）

事業当日及び打ち合わせ等の実施日が属する月の翌月末までに支払いを完了する。

（その他）

上記内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し解決する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

ＮＰＯ法人　　（　　　　　　）

　理事長　　（　　　　　）

ひょうごボランタリー基金

「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる

人件費規程

令和5年6月30日制定

（目的）

この規程は、ひょうごボランタリー基金「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる人件費に関する事項を定める。

（人件費の区分）

人件費は、当事業に関わる企画・運営・報告等全般担当者、広告宣伝等チラシデザイン担当者に関わる人件費を言う。

（人件費）

人件費は、仕事内容に応じて次に定める額を支給する。

チラシデザイン料・ＨＰ掲載料：1回につき5000円。

○○　　　　　講演会企画運営：1回につき5000円。

＊当日の業務だけではなく、準備から報告まで全て含む。

（人件費の支払い）

事業当日及び打ち合わせ等の実施日が属する月の翌月末までに支払いを完了する。

（その他）

上記内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し解決する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

ＮＰＯ法人　　（　　　　　　）

　理事長　　（　　　　　）

ひょうごボランタリー基金

「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる

交通費規程

令和5年6月30日制定

（目的）

この規程は、ひょうごボランタリー基金「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる交通費に関する事項を定める。

（交通費の区分）

交通費は、当事業に関わる事業当日及び打ち合わせ等に係る交通費をいう。

（交通費）

交通費は、公共交通機関及び車等の利用に応じて次に定める額を支給する。

公共交通機関：実費支給。

車利用：支給なし。

（交通費の支払い）

事業当日及び打ち合わせ等の実施日が属する月の翌月末までに支払いを完了する。

（その他）

上記内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し解決する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

ＮＰＯ法人　　（　　　　　　）

　理事長　　（　　　　　）

ひょうごボランタリー基金

「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる

会計事務作業費規程

令和5年6月30日制定

（目的）

この規程は、ひょうごボランタリー基金「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる会計事務作業費に関する事項を定める。

（会計事務作業費の区分）

会計事務作業費は、当事業の会計に係る事務作業費をいう。

（会計事務作業費）

会計事務作業費は、講座の開催に応じて次に定める額を支給する。

1ヶ月につき2000円

（会計事務作業費の支払い）

事業当日及び打ち合わせ等の実施日が属する月の翌月末までに支払いを完了する。

（その他）

上記内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し解決する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

ＮＰＯ法人　　（　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　（　　　　　）

ひょうごボランタリー基金

「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる

管理人件費規程

令和5年6月30日制定

（目的）

この規程は、ひょうごボランタリー基金「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる管理人件費に関する事項を定める。

（管理人件費の区分）

管理人件費は、当事業全体の運営全体に係る人件費をいう。

（管理人件費）

管理人件費は、当事業の開催に応じて次に定める額を支給する。

1ヶ月につき5000円

（管理人件費の支払い）

事業当日及び打ち合わせ等の実施日が属する月の翌月末までに支払いを完了する。

（その他）

上記内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し解決する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

ＮＰＯ法人　　（　　　　　　）

　理事長　　（　　　　　）

ひょうごボランタリー基金

「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わる

ボランティア謝金費規程

令和5年6月30日制定

（目的）

この規程は、ひょうごボランタリー基金「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に関わるボランティア謝金費に関する事項を定める。

（ボランティア謝金の区分）

ボランティア謝金費は、当事業の会計に係るボランティア謝金をいう。

（金額）

ボランティア謝金について次のように定める。

　（１）（　　　　　）などの作業を行った場合、1時間につき（　　　）円とする。

（２）（　　　　　）などの作業を行った場合、1時間につき（　　　）円とする。

（３）上記の金額は、交通費等も一切織り込んだものとし、別途に旅費は支給しな

　　い

（ボランティア謝金費の支払い）

事業当日及び打ち合わせ等の実施日が属する月の翌月末までに支払いを完了する。

（その他）

上記内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し解決する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

ＮＰＯ法人　　（　　　　　　）

　理事長　　（　　　　　）